

## 第5回 吹田市地域福祉計画推進委員会（要約版）

1 日 時 平成27年4月24日（金）午後2時00分から4時00分まで

2 場 所 市役所 第4委員会室（中層棟4階）

### 3 出席者ほか

#### (1) 委員 13名

藤井 伸生 委員長 松木 宏史 副委員長  
中塚 尚 委員 熊井 茂治 委員 中谷 恵子 委員 入江 政治 委員  
由佐 満雄 委員 益田 洋平 委員 門田 繁夫 委員 藤本 衛 委員  
松村 美枝子 委員 由井 勝利 委員 吉村 修 委員  
（欠席：富士野 香織 委員、辻本 淑江 委員）

#### (2) 市職員 15名

橋本 敏子 こども部長  
増山 和也 こども部次長  
平野 孝子 福祉保健部長  
大嶋 秀明 福祉保健部次長 地域福祉室長兼務  
宮田 信樹 福祉事務所長 生活福祉課長事務取扱  
山本 重喜 高齢福祉室長  
後藤 仁 障がい福祉室長  
横井 基一 総合福祉会館長  
橋本 通良 内本町地域保健福祉センター所長  
村上 浩治 亥の子谷地域保健福祉センター所長  
吉田 明裕 千里ニュータウン地域保健福祉センター所長  
高崎 充代 高齢支援課長  
山内 薫 福祉総務課長  
淵上 恭子 地域福祉室 参事 福祉総務課担当  
原田 有紀 福祉総務課 主幹  
小林 孝太 福祉総務課 主任

#### (3) オブザーバー 3名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田倫久 事務局次長、佐伯佳苗 参事  
株式会社 関西総合研究所 池田恭和 主任研究員

#### (4) 傍聴 4名

### 4 配付資料

- 資料1 第3次吹田市地域福祉計画案 目次
- 資料2 平成27年度 地域福祉計画推進委員会・策定部会スケジュール
- 資料3 第3次吹田市地域福祉計画の体系（案）
- 資料4 第3次吹田市地域福祉計画 本文案 第I章、第II章
- 資料5 吹田市民の地域福祉に関する実態調査～報告書～（案）

資料 6 地域福祉計画推進委員会・策定部会による意見及びその対応

資料 7 吹田市地域福祉推進委員会 委員名簿

## 5 内 容

- (1) 開会（委員・事務局紹介、委員長あいさつ）
- (2) 議事

### ア 計画策定のこれまでの取組と今後のスケジュールについて

事務局から資料 1・資料 2 について内容を説明

委員長：今までの復習も兼ねて、全体像とスケジュールを示していただきました。内容については、徐々に固まりつつありますが、今回についても、変更・修正について、意見を出していただければと思います。現時点では、項目だけですので、今後中身が出されてきた段階でも意見をいただければと思います。スケジュールについては、私と副委員長と事務局で調整して案を出させていただきましたのでご了承ください。

### イ 施策体系の再確認について

事務局から資料 3・資料 6 について内容を説明

委員長：推進委員会での意見に対して、事務局としての意見・対応が出されました。補足してほしい点などがあれば、意見をお願いします。

A 委員：資料 6 の 18 の意見で災害時要援護者名簿の対応について、法的責任や義務を負うものではないことは分かりますが、登録者に、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではないという表現はいかがなものでしょうか。

地域で取り組もうとしている内容の一つとして、本当に支援を要する人をリストアップし、その人たちに誰が関わられるかを決めようとしています。支援を保障することはできませんが、こういう人が見守っていて、何かあればお手伝いしますと言う方向性で考えています。この表現では、この考えが打ち消されているように感じます。

小・中学生の一斉防災訓練への参加が少ないことについて、私の地域の自治会では 75 歳以上の人を対象にした避難訓練を計画しています。その時に小学生高学年の子どもたちに迎えに行ってください、高齢者を会館まで連れてきてもらうことを計画しています。この人には、こういう人が対応するといった具体的なことに取り組んでいく必要があると感じています。

委員長：「保障するものではない」という表現の意図について事務局から説明をお願いします。

事務局：災害時は、まず自分の身の安全は自分で守ることが基本であり、家族の身の安全を守ったうえで、共助に進むものととらえています。表現の意図については、「登録した人が身の安全を保障されると考えている。」という意見に対応してのものです。言葉足らずのところがあったかもしれませんが、必ず支援が来るということを約束するものではないという趣旨であり、支援する側も被災するこ

とがあるということを知っていただきたいと思います。

副委員長：支援組織は法的な責任や義務を負うものではないということが重要であり、支援者が全てを捨て、支援に行かなくてはならないというものではないということが趣旨だと思います。

B 委員：災害時の安全が保障されるということについて、責任がどうの、義務がどうのというところで議論が止まってしまっています。実際に何か発生したときに、どう動くか、誰が何をするのかに、議論が進んでいません。個人情報の壁はありますが、地域の中でどう展開し、生かしていくのかという議論ができていません。要援護者名簿の存在が宙に浮いてしまっています。

C 委員：高齢者は災害時の支援が保障されるものと思っています。連合自治会長に名簿が来るのですが、人数が多く、管理するだけになっています。一人の連合自治会長だけでは到底助けられません。民生委員・児童委員などにも名簿を持ってもらうなどしないと解決しないと考えます。

D 委員：個人情報の問題ですが、資料4の8ページで「地域支援組織へ名簿の提供を行い、平常時からの要援護者支援の体制作りの取組を始めました。」とありますが、連合自治会だけでなく、民生委員・児童委員など、個人情報の審議会です承を得られれば、要援護者の名簿を渡せることにならないのでしょうか。そうすれば、現状は名簿が連合自治会会長のところで止まってしまっていますが、単一自治会まで情報を提供できるようになり、民生委員・児童委員や近くの隣人にまで、情報が共有されるのではないでしょうか。

また、重点施策でお互いに顔の見える関係づくりと書かれていますが、民生委員・児童委員の顔の見える関係づくりとして、名前を地区ごとに公表できるような体制はとれないのでしょうか。

E 委員：災害時要援護者支援の話は、ここ数年で急に出てきましたが、民生委員・児童委員は安心・安全カードというかたちで、20数年に渡り取り組んできています。そこに、急に要援護者名簿という問題が出てきました。地域のどこで名簿を預かるかという議論があった際に、民生委員・児童委員にとの話もありましたが、最終的に自治会が預かることになりました。地域の高齢者の人に話を聞くと、民生委員・児童委員、災害時要援護者支援の関係、社協からという風に複数から名簿を出してほしいという依頼があり、困っていると聞きます。一応それぞれに名簿を提出したそうですが、本人は最後まで面倒をみますというニュアンスで受け取っているため、その後の動きが何にもないという苦情を聞いています。名簿の作成元を一本化すれば、要援護者支援の取組が変わるかもしれません。

D 委員：資料6の策定部会の8の記述で「地域住民に身近になるよう、民生委員・児童委員の氏名を公開してはどうか。」ということについては、「個人情報を一律に公開することが民生委員への周知や理解につながるとは一概に言えず、氏名よりも民生委員活動そのものをPRしていくことが必要と考えています。」とあります。お互いの顔の見える関係づくりを重点施策にしているのに、名前も顔も分からずに本当に実現できるのでしょうか。

E 委員：吹田市は、氏名の公表をしていませんが、大阪市は公表しています。行政がどのように考えているかを聞いていただければと思います。

A 委員：個人情報を考えていると前に進みません。自治会加入・未加入に関係なく、地域で普段からの関係づくりを行うことで、あの人は災害時に援助が必要だということが自然に出てくるような取組に持っていけないとだめだと思います。私

の地域では、要支援者が名簿に登録したとしても、情報が下りてこないため、誰が対象者か分からないので、名簿の有無に関係なく、地域住民全体を対象に取り組を進めています。

B 委員：行政が知り得た情報を地域の末端で活用できるよう、情報提供をできるかどうか重要だと思います。現状では情報を抑え込んでしまっているので活用できていません。災害時には地域の自主防災組織が動きます。要援護者マップを作っている地域もあります。動ける体制をとっているところに情報を提供することが必要だと思います。

委員長：災害時要援護者支援については、重点施策だが認識にずれがあります。市として現状がどのような状態かを整理して、計画にどのように盛り込んでいくかを次回にも出していただき、建設的に意見を交わしたいと思います。

災害時の要援護者については、完全に助けきれない中で、いかに手を差しのべていくかということが難しい課題となっています。その点を整理して、どのように進めていくか方向性を出していただきたいと思います。各委員の想いを受け止め、民生委員の名簿を公表するという意見も含めて、どうしたら良いか方向性を出してください。各団体の意見などを含めて、調整していただき、計画づくりを進めていきたいと考えます。

また、自治会・町内会レベルで自主的に防災対策として、小学生が高齢者の家に迎えに行くなど、自分たちの地域でできることを拾い上げ、コラムなどのかたちでも紹介できればと思います。

施策体系の再確認については、中身を議論していく中で、各施策を基本施策と関連施策のどちらに位置付けるかということもありますので、今後の調整の中で、市民にわかりやすいものとして整理していきたいと考えます。

## ウ 計画本文案 第Ⅰ章、第Ⅱ章について

事務局から資料4（～18 ページまで）について内容を説明

委員長：計画の本文は、まだあまり書き込まれていませんが、こういった方向で進めていきたいということで示していただきました。内容等について御質問・御意見があれば、よろしくお願いします

E 委員：計画期間の中で、第2次計画が進行中ですが、福祉委員会への助成金、ふれあい昼食会・子育てサロンなどの小地域ネットワーク活動への助成など、相当な金額になりますが、地域住民全員には渡っていないように感じます。食事会には、登録された人が来ることになっていますが、7～8割の人は知らないのではないかと思います。第3次計画では、もっと幅広く住民に行き渡るように考えてはどうでしょうか。2～3割の特定の人だけが恩恵を受けるのはどうかと思いますので、違う方法も考えていただければと考えます。

委員長：社会福祉協議会などが行っている地区福祉委員会への助成について、一部の人に限定されているので出し方を考え直したらという意見です。行政として助成をどうするかは、地域福祉計画の大きな問題なので、大いに議論していきましょう。

B 委員：社会福祉協議会としては、小地域ネットワーク活動として支援していますが、全部で33の地区があり、取組にも温度差があるので、画一的な話ではないと思います。基本的には民生委員・児童委員からの情報を基に、75歳以上の人に昼

食会への案内を出していますが、来られない人やそういった場所が苦手な人も  
いるため、参加率は 100%にはなっていません。各地区ではできるだけ参加し  
てもらおうと工夫しています。地域の温度差によっても変わってくるでしょう  
が、一概に全員が対象でないからということではなく、来られない環境や、地  
域の問題などの原因をなくし、多くの人に参加してもらおうということが大事  
だと思います。

委員 長：基本施策の地域福祉の基盤整備に関わる財政支援をどうするかということにも  
関係し、変更するところがあれば、変更すべきだと思いますので、議論を続け  
ます。

B 委員：社会福祉協議会はがんばっています。自主財源の確保などの取組もしています。  
地域における社協の立場、がんばっているのもっと後押ししようというよう  
な評価をしてほしいと思います。これはボランティアについても同様に言える  
ことであり、そういう評価が信頼関係にもつながると考えます。

委員 長：7 ページの計画の取組状況（原案作成中）などで地域でがんばっているところ  
などを一定評価していただき、吹田市全域に広げようということを書き込んで  
いただきたいと思います。特に地域福祉活動をしている人の関心が高いと思う  
ので、その人たちの励ましとなる内容にしていきたいと思っています。

事務局：資料 6 の 21 にありますように、その件につきましては、第Ⅱ章で表現する予定  
です。

D 委員：市のデータは分かりますが、例えば、生活保護の保護率が、大阪府や国と比較  
できるようなものがあれば示してほしいです。

F 委員：生活保護だけが、%（パーセント）ではなく‰（パーミリ）と単位が違うよう  
ですが。

委員 長：生活保護率はだいたい千分率で表すということが一般的ですが、なじみにくい  
かもしれません。

副委員 長：千分率であるということを明確に示さないと、誤読される可能性があるかもし  
れません。

委員 長：かつて生活保護率は 1%を割ることもあったので、千分率表記が一般的であり  
ましたが、今は 1%を超えてきているので、注釈を入れていただくなり、%表記  
にするなり、検討していただきたいと思っています。

B 委員：実態調査で、自治会の加入率が 6 割強、自治会の必要性についても後ろ向きの  
考えの人が多いです。それらを含めた人数を母数にしているので、CSW や社協  
の存在・認知度が低くなっています。活動を理解している人がどう評価されて  
いるかを知りたいです。今後の課題・問題などについても、まとめ方を工夫し  
てほしいと思います。

## エ 実態調査等により明らかになったことについて

事務局から資料 4（19 ページ～）について内容を説明

委員 長：実態調査結果やフォーラムで明らかになったことについて説明していただきま  
した。これらを踏まえ、どう計画に反映させていくかについて意見を願ひし  
ます。

E 委員：実態調査の結果については、一般的な傾向が出ていると思います。特に自治会  
未加入の理由で、「生活面で支障がない」という回答の方は、多くの方が地域で

の生活を縁の下で支えていることを知らないと思います。そのことを周知するためにも、推進委員などのコメントをいくつか掲載すれば、自治会加入のきっかけがない人や仕事等で忙しいとする人が、自治会に加入しないといけないという意識付けになるのではと思います。

副委員長：「生活面に支障がない」のではなく、支障が発生していることに気が付いていない人がいるのではないかとということで、「きっかけがない・きっかけがわからない」、「仕事等で忙しい」という人に対し、自治会に入ること、こんなことができるのか、こういうことで助けてもらえるというような、前につながるものを書ければと思います。

F 委員：自分自身が仕事をしてきたこともあり、3 年程前までは自治会に加入するという意識はありませんでした。現在は、自治会の役員として、防災面での問題をアピールして、加入を働きかけています。防災については、みなさん問題意識があるので、自治会加入のきっかけとしては有効だと思います。いろいろなきっかけを積み上げていかないと自治会加入者の獲得は難しいと思います。

委員長：実態調査結果報告書の 15 ページ、自治会未加入の理由として、30 歳代の意見の第 1 位は「加入のきっかけがない」、「わからない」が 6 割近くあり、タイムリーに情報提供していけば、自治会加入の意識が広がるかもしれません。調査結果は、単純集計だけでみている点が多いですが、地域福祉活動への参加の有無などとのクロス集計を盛り込んだ方が、活動している人の意見を盛り込むことになると思います。

副委員長：実態調査の資料集 43 ページ、CSW の認知度は、数字は低いですが、自治会加入の有無別にみると認知度が 4 倍近くになり、「配置を知っており、役割は知らない」でも 2 倍近くの差が出ています。補足的な図で良いので、示すことで見え方が変わってくるのではないのでしょうか。

G 委員：自治会に加入していると、回覧などを目にするのが多く、いろんな情報を知ることができます。自治会に入っていない人は、そういった情報を目にするのがないので全く知りません。年齢が高くなると、必要とする情報が多くなり、自分で知ろうとします。子どもが小さい時は子ども会に入るというチャンスがありますが、昨今は子ども会が衰退し、そういった機会も少なくなってきました。地域によって異なりますが、自治会によっては、新しい人を入れてくれないところもあるし、入ると役員をしるという地域もあります。入っても良いが、わずらわしい部分が多いことも未加入の理由だと思います。

自治会に未加入でも、防災など大切なことは、自分たちでいろいろな取り組みをしたり、情報を集めたりしているところもあります。自治会の加入促進だけの議論をしないで、全体的にどうすべきかを議論した方が良いと思います。

委員長：ボランティアは、目的が一致した人が集まって活動しています。つながりは自治会だけではなく多様なものがあるので、自治会でなくても補完できるならそれでもいいと思います。

G 委員：自治会加入・未加入だけで議論すると前に進まないと感じます。ボランティアの認知度が低いので、駅にチラシを置くなど広報・周知などに取り組んだら、数名からの反響がありました。情報誌等で少し違った取組を試みたいと思っています。

防災に関して、社会福祉協議会で 3 月に交流会があり、CSW は地域のことをよく知っているの、心強いと感じました。

B 委員：重点施策の福祉活動の担い手づくりは大きな問題です。30 歳代で未加入の人や

子育て中の人などは担い手の候補となります。その人たちをいかにして、地域活動に引っ張り込むかが課題だと思います。子育てサロンは、担い手の養成所みたいなものと考えていますので、子育て中の人々が、次世代の担い手としてがらなければならないと認識してもらうようにしていかなければと考えています。

委員長：担い手づくりは、第2次計画の重点施策でしたが、あまり進んでこなかったのではないかと思います。どう反省し、どう改善していくかという内容が大きく問われていると思いますので、また議論していきたいと考えます。

## オ その他

※次回の推進委員会の日程（6月19日（金曜日）、午後2時からメイシアター3階 第1会議室）などについての連絡をして、閉会